

# 箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付についての手引き

(目次)

1. 制度の概要
2. 手続きの流れ
3. 箕面市既存民間木造住宅耐震診断費補助金交付要綱他
4. 申請書

平成 23 年 4 月 1 日改正  
 平成 25 年 4 月 1 日改正  
 平成 26 年 5 月 22 日改正  
 みどりまちづくり部  
 建築指導課

## 1. 制度の概要

<b>適用期限</b>	実績報告を申請年度の 2 月末日までに提出すること。	
<b>補助対象建築物</b>	次の(1)及び(2)を満たすもの (1)原則として昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項に規定する確認を受けて建築されたもの (2)①住宅（一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅に限る。）のうち現に居住又はこれから居住しようとする民間建築物 ②建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条第一号に掲げる学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第一項第二号、第八号及び第九号に掲げる建築物であつて、同条第二項第一号から第三号までの規定で定める規模以上の特定建築物で現に使用している民間建築物	
<b>補助対象者（申請者）</b>	民間建築物の所有者（分譲マンションについては、管理組合）	
<b>ほか、用語の定義</b>	耐震診断	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第四条第二項第三号の指針に基づき行う診断
	耐震診断技術者	(1)木造住宅 ①一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅に係る耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者で、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士 ②公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者 (2)鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造建築士法第 2 条第 1 項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者
<b>補助金の額</b> ※(3)(4)(5)については、要事前相談。(補助額により、前年度に予算措置が必要)	(1)木造住宅 一戸建て住宅	次の(1)から(3)までのうち、いずれか少ない額 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (1) 耐震診断に要した費用 (2) 5 万円 (3) 対象建築物の床面積に 1 千円を乗じて得た額
	(2)木造住宅 長屋又は共同住宅	次の(1)から(3)までのうち、いずれか少ない額 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (1)耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。）の 10 分の 9 の額 (2)住宅の戸数に 4 万 5 千円を乗じて得た額 (3) 対象建築物の床面積に 1 千円を乗じて得た額の 10 分の 9 の額

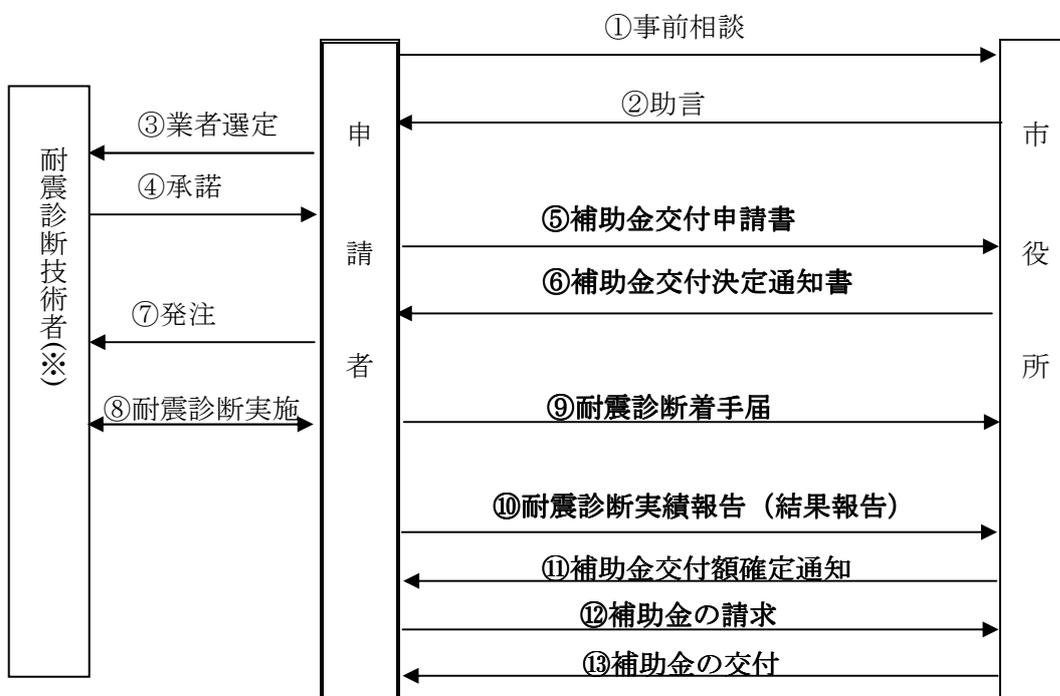
	(3)木造以外の一戸建ての住宅	次の(1)又は(2)のうち、いずれか少ない額 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (1)耐震診断及び予備診断に要した費用(補修費、修繕費を除く。)の2分の1の額 (2)6万5千円
	(4)前頁(1)及び(2)及び(3)以外の住宅	次の(1)から(3)までのうち、いずれか少ない額 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (1)耐震診断及び予備診断に要した費用(補修費、修繕費を除く。)の2分の1の額 (2)100万円 (3)床面積に次の掲げる単価限度額を乗じて得た額の2分の1の額 イ 面積1,000㎡以内の部分:2,000円/㎡ ロ 面積1,000㎡超、2,000㎡以内の部分:1,500円/㎡ ハ 面積2,000㎡超の部分:1,000円/㎡
	(5)特定建築物 ※学校・児童福祉施設等で下記に掲げる用途・規模のもの	次の(1)から(3)までの額のうち、いずれか少ない額 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (1)耐震診断及び予備診断に要した費用(補修費、修繕費を除く。)の3分の2の額 (2)133万3千円 (3)床面積に次の掲げる単価限度額を乗じて得た額の3分の2の額 イ 面積1,000㎡以内の部分:2,000円/㎡ ロ 面積1,000㎡超、2,000㎡以内の部分:1,500円/㎡ ハ 面積2,000㎡超の部分:1,000円/㎡
必要書類	(1)事前相談	<input type="checkbox"/> 建物の情報がわかる書類:建築確認通知書(写) <input type="checkbox"/> 建物の所有者がわかる書類:登記事項証明書(全部事項証明書)の写し(法務局の印があり、発行後6ヶ月以内のもの) ※上記の書類がない場合は、固定資産納税通知書(写)
	(2)申請	<input type="checkbox"/> 箕面市補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 事前相談時の書類 <input type="checkbox"/> 関係者の耐震診断の実施に対する同意書(申請者以外に対象建築物の所有権を有する者が存する場合) <input type="checkbox"/> 住民票(当該建物居住者、発行後6ヶ月以内のもの)又は、居住の事実を証明する文書の写し <input type="checkbox"/> 見積書(写、耐震診断に要する費用) <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 耐震診断技術者の証明(受講修了証の写) <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 消費税に関する誓約書(要綱第六条第二項)
	(3)着手時	<input type="checkbox"/> 箕面市既存民間建築物耐震診断着手届
	(4)耐震診断完了時	<input type="checkbox"/> 箕面市補助事業実績報告書 <input type="checkbox"/> 耐震診断報告書 <input type="checkbox"/> 領収書(写、耐震診断に要する費用)
	(5)補助金の請求	<input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 代理受領の委任状(代理受領を行う場合に限る)

## 耐震診断の補助対象となる特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条第一号に掲げる学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第一項第二号、第八号及び第九号に掲げる建築物であって、同条第二項第一号から第三号までの規定で定める規模以上の特定建築物

用途	規模
幼稚園 保育所	階数が2以上で、かつ、床面積の合計が500㎡以上のもの
小学校 中学校 中等教育学校の前期課程の校舎 特別支援学校 老人ホーム 老人短期入所施設 福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数が2以上で、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上のもの
上記以外の学校 病院	階数が3以上で、かつ、床面積の合計が1,000㎡の以上もの

## 2. 手続の流れについて



※交付決定通知を受ける前に着手した場合は、補助を受けることができなくなります。

### 3. 箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱ほか

#### 箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱

平成十九年三月三十日箕面市訓令第二十九号

改正 平成二十五年四月一日箕面市訓令第三十七号

改正 平成二十六年五月二十二日箕面市訓令第三十一号

(趣旨)

第一条 市内に存する建築物（国、地方公共団体等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の所有者が実施する耐震診断に要する費用の助成を目的とする箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、箕面市補助金交付規則（昭和四十六年箕面市規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 木造住宅 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する建築物のうち木造又は木造及び鉄筋コンクリート造その他の構造を併用するもので、一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（これらの住宅が店舗その他の居住の用以外の用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の二分の一未満であるものに限る。）
- 二 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第四条第二項第三号の指針に基づき行う診断
- 三 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断の対象となる建築物又は設計図書等の概要の確認を行う現地調査等
- 四 耐震診断技術者 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の建設業の許可を受けている営業所に所属する者で、次に掲げる建築技術者をいう。
  - イ 木造住宅の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者
    - (1) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断及び補強方法に関する講習会の受講修了者で、建築士法第二条第一項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
    - (2) 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
  - ロ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断において

は、建築士法第二条第一項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者

ハ 市長がイ又はロに該当する者と同等以上の技術を有すると認めた者

(補助対象者)

第三条 補助金の交付の対象となる者は、民間建築物の所有者（区分所有の建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第三条に規定する団体をいう。)とする。

(補助対象建築物)

第四条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合するもので、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- 一 原則として、昭和五十六年五月三十一日以前に法第六条第一項の規定による確認を受けて建築された民間建築物
- 二 住宅（一戸建ての住宅、長屋若しくは共同住宅に限る。）のうち現に居住の用に供し、若しくは居住の用に供しようとする民間建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条第一号に掲げる学校、病院及び老人ホーム並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第二条第一項第二号、第八号及び第九号に掲げる建築物であって、同条第二項第一号から第三号までの規定で定める規模以上の特定建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条に規定する特定建築物をいう。以下同じ）のうち現に使用している民間建築物

(補助金の額)

第五条 補助金の額は、予算の範囲内において次に掲げる額とする。

- 一 木造住宅のうち一戸建ての住宅にあっては、耐震診断に要した費用の額で五万円を限度とする。
  - 二 木造住宅のうち長屋又は共同住宅にあっては、耐震診断に要した費用の十分の九以内の額で、一戸当たり四万五千円として計算した額を限度とする。
  - 三 木造住宅以外の住宅にあっては、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の二分の一以内の額で、百万円を限度とする。
  - 四 特定建築物については、耐震診断及び予備診断に要した費用の三分の二以内の額で、百三十三万三千円を限度とする。
- 2 前項の補助金の額の算定における耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。
- 一 前項第一号及び二号の耐震診断にあっては、一平方メートル当たり千円以内
  - 二 前項第三号のうち一戸建て住宅の耐震診断にあっては、一戸当たり十三万円以内

三 前項第三号のうち一戸建て住宅以外の住宅及び第四号の耐震診断にあつては、次に定める費用

イ 面積が千平方メートル以内の部分 一平方メートル当たり二千円以内

ロ 面積が千平方メートルを超えて二千平方メートル以内の部分 一平方メートル当たり千五百円以内

ハ 面積が二千平方メートルを超える部分 一平方メートル当たり千円以内

3 第一項の規定により算定した補助額の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第六条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第四条に規定する箕面市補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

一 補助対象建築物に係る法第六条第四項に規定する確認済証若しくは確認通知書の写し又は法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二 前号に規定する書類がない場合は、建築確認申請書の写しその他の建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの

三 補助対象建築物に関する登録事項証明書（全部事項証明書）

四 補助対象建築物の所有者以外に占有者又は土地所有者が存する場合にあつては、当該占有者又は土地所有者の耐震診断の実施に対する同意書（区分所有の建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律第三条に規定する集会における耐震診断の実施に対する決議を証する書類及び同法第三条に規定する規約）

五 耐震診断技術者であることを証する書類（第二条第四号イ及びロに規定する講習会の受講修了者に限る。）

六 補助対象建築物に係る耐震診断に要する費用の見積書の写し

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の申請を行うときは、耐震診断に要する費用に係る消費税額について、消費税及び地方消費税の確定申告により仕入れに係る消費税額として国に納める消費税納付額から控除しない旨を誓約した書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該確定申告において控除されることを選択したならば控除されることとなる税額に相当する額をあらかじめ補助金の交付申請額から減じて申請する場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第七条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第七条第一項に規定する箕面市補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、不交付の決定をしたときは箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第一号）により、申請者に通知する

ものとする。

(補助事業の着手)

第八条 申請者は、前条の規定による補助金の交付又は不交付の決定の通知を受けた後でなければ、耐震診断に着手してはならない。

2 交付決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震診断に着手したときは、速やかに箕面市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第二号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の辞退)

第九条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた後において、耐震診断の中止をしたとき、又は補助金の交付申請の取下げを行うときは、箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金辞退届（様式第三号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の変更)

第十条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた後において、耐震診断の内容を変更しようとするときは、箕面市既存民間建築物耐震診断内容変更承認申請書（様式第四号。以下「内容変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、内容変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、内容の変更の承認又は不承認を決定し、箕面市既存民間建築物耐震診断内容変更承認・不承認通知書（様式第五号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認する場合において、交付決定した補助金の額を変更する必要があるときは、交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の手続)

第十一条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 耐震診断報告書
- 二 耐震診断費用に係る請求書の写し
- 三 耐震診断費用に係る領収証の写し（次条に定める代理受領以外の場合に限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の代理受領)

第十二条 第五条第一項第一号の耐震診断に対する補助金にあつては、補助事業者は、補助事業者から依頼を受けて耐震診断を行った耐震診断技術者に対し、補助金の受領を委任することができる。

2 補助事業者は、前項の委任をする場合においては、補助金の代理受領を委任した耐震診断技

術者（以下「代理受領事業者」という。）に委任状（様式第六号）を提出し、当該代理受領事業者から代理受領に関する同意書を得なければならない。

- 3 第一項の委任をしようとする補助事業者は、規則第十二条に規定する箕面市補助事業実績報告書を提出するときに補助金の代理受領を行う旨を市長に申し出て、前項に定める委任状及び同意書を市長に提出しなければならない。

第十三条 補助事業者から前条第三項の規定による代理受領の申出等があった場合は、市長は、規則第十三条の規定により確定した額を代理受領事業者に支払うものとする。

- 2 前項の支払があったときは、補助事業者に補助金が交付されたものとみなす。

（委任）

第十四条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

箕面市補助金交付申請書

（宛先）箕面市長

申請者 氏 名 ㊟  
 住 所  
 電 話

（団体の場合はその名称及び代表者の氏名）

平成 年度箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金の交付を受けたいので、箕面市補助金交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称	住宅・建築物耐震改修促進事業
2 補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため
3 補助事業の内容	耐震診断費の補助 (建築物の所在地：箕面市 )
4 交付申請額	円
5 補助事業の経費の配分	(1) 全体事業費 円 (2) 補助対象事業費 円 (3) 補助率
6 補助事業の完了予定期日	平成 年 月 日
7 補助事業の遂行に関する計画	耐震診断を実施
8 補助事業の効果	建築物の耐震化の判断が可能
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 建築確認通知書(写)等 <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 耐震診断技術者の証明書類(写) <input type="checkbox"/> 建築士免許(写) <input type="checkbox"/> 見積明細書(写) <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 消費税に関する誓約書 <input type="checkbox"/> その他 ( )

（宛先）箕面市長

申請者 氏 名  
住 所  
電 話

印

（団体の場合はその名称及び代表者の氏名）

箕面市既存民間建築物耐震診断着手届

平成 年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物の耐震診断について、箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱第8条の規定に基づき必要書類を添えて申請します。

記

- 1 建築物の名称 \_\_\_\_\_
- 2 建築物の所在地 箕面市 \_\_\_\_\_
- 3 耐震診断機関名 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
(電話 \_\_\_\_\_)
- 4 補助事業着手日 平成 年 月 日
- 5 添付書類  その他 ( \_\_\_\_\_ )

様式第3号（第9条関係）

平成 年 月 日

（宛先） 箕面市長

申請者 氏名  
住所  
電話

㊟

（団体の場合はその名称及び代表者の氏名）

箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金辞退届

平成 年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物について、  
〔耐震診断の中止  
補助金の交付申請の取下げ〕をしますので、箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱  
第9条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 建築物の名称 \_\_\_\_\_
- 2 建築物の所在地 箕面市 \_\_\_\_\_
- 3 辞退の理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（宛先）箕面市長

申請者 氏 名 ⑩  
住 所  
電 話  
（団体の場合はその名称及び代表者の氏名）

箕面市既存民間建築物耐震診断補助金内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け箕面市指令 第 号で交付決定のあった下記の建築物について、申請内容を変更しますので、箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

- 1 建築物の名称 \_\_\_\_\_
- 2 建築物の所在地 箕面市 \_\_\_\_\_
- 3 耐震診断機関名 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
(電話 \_\_\_\_\_ )
- 4 変 更 内 容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 5 変 更 理 由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

箕面市補助事業実績報告書

(宛先)箕面市長

補助事業者 氏 名 ⑩  
 (申請者) 住 所  
 電 話  
 (団体の場合はその名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日付け箕面市指令 第 号をもって交付決定通知のありました平成 年度箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金について、補助事業が完了しましたので、箕面市補助金交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称	住宅・建築物耐震改修促進事業	
2 補助事業の目的	住宅の耐震改修を促進するため	
3 補助事業の内容	耐震診断費の補助 (建築物の所在地：箕面市 )	
4 交 付 決 定 額		円
5 補 助 事 業 の 経 費 の 配 分	(1) 全体事業費	円
	(2) 補助対象事業費	円
	(3) 補助率	
6 補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	平成 年 月 日	
7 補 助 事 業 の 実 施 結 果	建築物の耐震診断を実施した。	
8 補助事業の効果	自己所有の建築物の耐震化の判断が可能となった。	
9 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 耐震診断報告書 <input type="checkbox"/> 領収書 (写、耐震診断に要した費用が解るもの) <input type="checkbox"/> その他 ( )	

# 請 求 書

請求金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
									0	0	0

箕 面 市 長 殿

上記の金額を請求し、下記口座に振込を依頼します。

平成 年 月 日

住 所

(社印) (個人印)

氏 名



振込口座

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 農協・労働金庫・( )
	支 店 ・ 出 張 所
預金種別	普通 ・ 当 座 ・ 貯 蓄 ・ その他( )
口座番号	
口座名義 (カタカナ)	

\*訂正が生じた場合は、請求印で訂正してください。ただし、請求金額の訂正はできません。

ただし、平成 年度箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金

内訳明細

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
耐震診断費補助金		式	1		

様式第6号（第12条関係）

## 補助金の代理受領に係る委任状

私は、 会社名

代表者名

住所

を代理人と定め、箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金交付要綱第12条に基づき、  
下記の代理受領を委任します。

記

委任事項

平成 年度箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金の代理受領  
(金額 円、平成 年 月 日付け箕面市指令 第 号  
により通知のあったもの)

平成 年 月 日

住所

氏名

印

---

## 補助金の代理受領に係る同意書

私は、上記の箕面市既存民間建築物耐震診断費補助金の代理受領の委任を受けること  
に同意します。

平成 年 月 日

代理受領事業者 会社名

代表者名

住所

印